

速度取締り指針

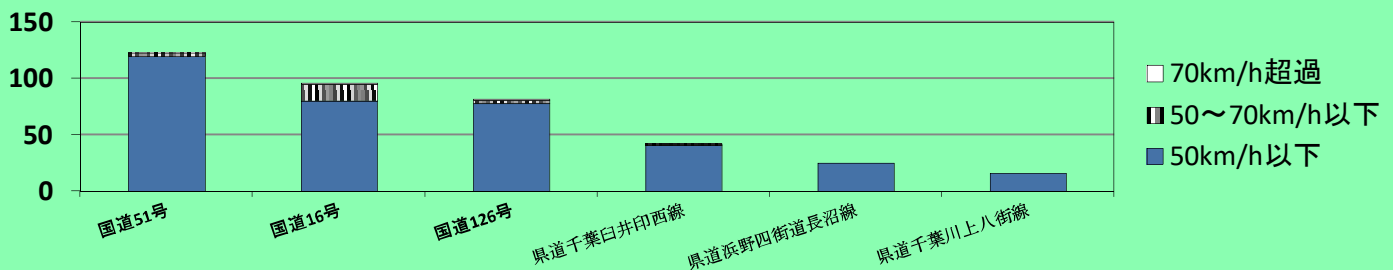
平成31年1月
千葉東警察署

千葉東警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道126号	13:00～20:00	野呂町地区	40km/h

☆ 重点以外の路線，時間帯であっても取締りを実施することがあります。

千葉東警察署管内における交通事故実態



主な路線別・交通人身事故発生状況(過去3年)

- 過去3年における国道上において発生した人身事故の発生件数は317件である。
- 路線別では，国道51号は129件，国道16号は100件，国道126号は88件で，国道51号の発生が最も多い。
- 過去に高速度(70km超)の事故は国道126号で1件，国道16号で1件発生している。

時間別・交通人身事故発生状況(過去3年)

- 時間帯別の発生状況を比較すると，午後零時から午後2時が一番多く(289件)，次に午後4時から午後6時(227件)，午前8時から午前10時(219件)での発生が最も多い。
- 曜日別では木曜日(242件)，金曜日(242件)，火曜日(223件)の順に発生が多くなっている。

～平成30年中の人身事故発生状況～

- 千葉東警察署管内では死亡事故が5件発生し，7名の方が亡くなっている。
- 死亡事故の5件の内訳は，自動車の単独事故1件と自動車同士の事故3件，横断歩道歩行中の歩行者と自動車の事故1件である。
- 国道における人身事故発生件数は104件で，全発生件数の24.8%を占めており，発生件数は前年に比べ3件減少した。

その他の交通指導取締り要点

速度取締りのほか，横断歩行者妨害違反，シートベルト着用義務違反，通行禁止違反の取締りを強化します。